

江戸川区V E 技術審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 江戸川区V E 技術審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、江戸川区が建設(新築・改築・改修・新設・改良を含む。)する施設・土木構造物において、品質の確保を図りつつ、そのコストを一層縮減するためのバリューエンジニアリング(以下「V E」いう。)を実施するにあたり、その技術提案内容を審査することを目的として設置する。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について技術審査及び審議を行う。

- (1) 江戸川区の建設工事における設計V E 提案内容
- (2) 江戸川区契約後V E 実施要綱(平成13年1月25日施行)第7条に規定するV E 提案内容
- (3) 入札時V E (技術提案型競争入札)に係るV E 提案内容

(審査委員会)

第3条 審査委員会は、江戸川区工事請負指名業者選定委員会をもって読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(技術検討部会の設置)

第5条 審査委員会に、V E 提案内容の検討を円滑かつ合理的に執行することを目的として、技術検討部会を設置する。

- 2 技術検討部会長は、工事主管部長がこれを行う。
- 3 技術検討部会の委員は、部会長が指名する。
- 4 技術検討部会は、工事主管課長と協議の上、V E 提案審査調書及び関係資料等を作成し、審査委員会に付議する。

(審査の基準等)

第6条 V E 提案の審査は、V E 提案を受理した工事主管部からのV E 提案書及び関係資料等により、公平かつ適正に行うものとする。

- 2 V E 提案の審査にあたっては、V E 提案の審査調書及び関係資料等により、V E 提案に係る確実性、安全性及び設計図書と比較した経済性を評価することにより行う。

(運用細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運用細目については必要な事項は別に定める。

(審査委員会の庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、工事主管課において処理する。

付 則

この要綱は、平成13年1月25日より施行する。